

学 校 生 活 の き ま り

本校では、全教職員が一体となった指導体制のもと、問題行動等の早期発見・早期指導に力を入れています。また、基本的な生活習慣、規範意識、公共心や公正さを重んじる心、自己責任の自覚や自制心の育成などに努めています。特に、次の三項目について、日頃から重点をおいて指導しております。

1 時間を守る。

- (1) 本校では8時25分に教室で担任が出欠の確認をします。このとき、自席に着いていないと遅刻になります。余裕をもって登校できるようにしてください。
- (2) チャイム着席をする。(始業のチャイムで授業を始めることをいいます。)
- (3) 給食時間を大切にする。(12時40分～13時15分の35分間で配膳と食事を終わらせます。)
- (4) 休み時間と授業の切り替えをする。(授業間の休み時間は10分間、次の授業への準備時間です。)
- (5) 下校時刻を守る。一般生徒の下校時刻は6時間授業のとき15時50分です。また、係・委員会活動や部活動などの最終下校時刻は18時00分です。

2 服装・身だしなみを整える。…ご家庭でのご指導・ご協力も是非よろしくお願いします。

服装・身だしなみ・持ち物などの生活のきまりについては、公立中学校における「中学生らしさ」を基本に定めます。

「中学生らしさとは」

- ア 華美でなく、質素でシンプルであること。
- イ 実用的・経済的であること。
- ウ 学習や運動に適したもので、機能的であること。
- エ 清潔感があり、周囲に不快感を与えないこと。
- オ 流行に流されないこと。

	I 型	III型	II型
新 標 準 服	<冬服> グレーのブレザー 白のワイシャツ チェックのズボン	<冬服> グレーのブレザー 白のワイシャツ チェックのスラックス	<冬服> グレーのブレザー 白のワイシャツ チェックのスカート
新 標 準 服	<夏服> 指定の紺ポロシャツ チェックのズボン	<夏服> 指定の紺ポロシャツ チェックのスラックス	<夏服> 指定の紺ポロシャツ チェックのスカート
新 標 準 服 着 用 の 注 意			スカートはひざがかくれる程度とする。スカートを短くしない
	・ブレザーのボタンを全てとめる ・ワイシャツの第一ボタンは外しても良い ・夏服のポロシャツは、裾をズボン・スラックス・スカートから出しても良い ・儀式の際はネクタイを着用する		
旧 標 準 服	<冬服> 詰襟の学生服(墨中ボタン) 白のワイシャツ ズボン (校章を右襟につける 組章は7年度より廃止)	<冬服> セーラー服 白のスカーフ スラックス (校章をマットにつけ、左胸ポケットにつける 組章は7年度より廃止)	<冬服> セーラー服 白のスカーフ スカート
服	<夏服> 白のワイシャツ ズボンは黒の学生用	<夏服> 白のセーラー服 紺のスカーフ 紺のスラックス	<夏服> 白のセーラー服 紺のスカーフ 紺のスカート
	布製の校章を左胸のポケットにアイロンでつける		

	I 型	Ⅲ型	Ⅱ型
着用 の 注意	・冬服の時は、学生服のすべてのボタンをとめる。 ・カラーを必ずつける（ソフトカラー以外の場合） ・ワイシャツの第一ボタンは外しても良い	スカーフはスカーフ止めに通す。えりからスカーフがみえるようにする。むすんだり、えりの下でピンで止めたりして短くしない。	
			スカートはひざがかくれる程度とする。スカートを短くしない
標準服 着用 の 注意【共通】	改造はいっさい禁止。（安全ピン等使用禁止）		
	衣更えはないため、気候や自身の体調を考慮し、それぞれ個人で適切な標準服を選択することができる。（上衣を冬服、下衣を夏服といったような組み合わせも可） ・「前期始業式」「入学式」「卒業式」「修了式」は冬服着用。 ・その他の儀式等（周年行事等）でも服装を指定する場合がある。		
くつ下	華美でない単色あるいはワンポイントのものを推奨する		
	必要に応じてズボン・スラックスの下にタイツも可。	必要に応じて黒のタイツも可。	
	くるぶしソックスは禁止。		
くつ	運動靴か革靴とする。（華美でないもの）		
ベルト	革ベルトを使用する。 （特に巾の広いものや、細いもの、かざりバックルのついたものは禁止）		【旧標準服】 ジャンパースカートに付属のベルトを使用する。
肌着	衛生面を考えて必ず着用する。		
防寒着	・セーターは黒・紺・グレーのVネックとし、学生服・セーラー服やブレザーの下に着用する。 ・カーディガンは禁止とする。		
		【旧標準服】Ⅱ型・Ⅲ型はセーラー服の上に着用してもよい。その際、セーターはVネックセーターで、色は黒・紺色とし、胸章をセーターに付け替えてスカーフを外に出すようにする。 式典・儀式の際は、セーターをセーラー服の上に着用することはできない。	
	コート・アウター・・・・・・黒・紺・グレーのものを着用しても良い。		
	手袋・マフラー・・必要に応じて着用してもよい。教室では着用してはいけない。		
頭髪	清潔で学習や運動に適した髪型 ・前髪は目にかからないようにする。 ・後髪が肩にかかるような長さの時は、きちんと結ぶ。 ・華美な頭髪をしてはいけない。		
その他	・外ばきや上ばきのかかとをふみつぶさない。 ・だらしない（ルーズな）着方をしない。自分の体のサイズに極端に合わないものを購入し、そのまま着用してはいけない。 ・ピアスやネックレス、チェーンのキーホルダーなどすべての装飾品は禁止とする。 ・髪加工（染色、脱色、整髪料など）や化粧・アイプチ、ピアスなどの装飾品は禁止とする。 ・化粧をしない。香水等はつけない。その他の身だしなみについても、清潔・清楚に心がけること。 ・カバンにつける目印（キーホルダー類）は、1つのカバンに1つまでとし、節度をわきまえた大きさとする。 ・年間を通し、自分で出来る防寒対策を行うとともに、膝掛けを利用しても構わない。		
	＊膝掛け以外の用途では使わない。 ＊実技教科等では使わない（理科室の実験も含む）。 ＊記名する。 ＊教室内に置いておく場所に限りがあるため、持ち帰りを（持ち帰りができる大きさ） ＊使わない時は、他人の迷惑にならないところに保管をする。 ＊自己管理をして、貸し借りをしない。		

ここに書かれていないことでも、墨田中学校の生徒としてふさわしくないと判断した服装、身だしなみがあつた場合は注意します。

- ※ 直せるものについては、その場で直させます。自宅に戻って直せる場合は、いったん帰宅し、直した後、登校するように指導します。
- ※ 髪を染めているなど、直すのに時間がかかる場合は、家庭との連携を密に図りながら指導・支援をしていきます。

3 言葉遣い、礼儀を正しくする。

- (1) 授業中や職員室内での正しい言葉遣いや、あいさつ(始業・終業のあいさつ)ができるようにする。
- (2) 正しい言葉遣いや礼儀の大切さを理解し、卒業後の進路に生かせるようにする。

墨田中学校の生活について

1 諸届け出・家庭連絡

- (1) 欠席・遅刻・早退の連絡は、生徒手帳 又は 8 時 10 分までに保護者からの COC00(コカー)あるいは電話による連絡で行ってください。
- (2) 連絡がなく 8 時 25 分に登校していない場合は、安全確認のためご家庭に連絡を入れさせていただきます。
- (3) 早退が必要な生徒は養護教諭と相談の上、事前にご家庭に連絡をして保護者の了解を得てから帰宅させます。

2 保健室の利用について

- (1) 保健室で休養するのは基本的に 1 時間を目安にします。
それ以上、休養する必要がある場合にはご家庭に連絡させていただき対応を相談させていただきます。
なお、内服薬を与えることはいたしません。

3 給食指導について

- (1) 給食当番の生徒は白衣を週末に持ち帰り洗濯し、週明けに持参させてください。
- (2) 配膳台カバーにつきましても、学級内において持ち回りで洗濯をお願いします。

4 通学・不要物について

- (1) 自転車通学は禁止です。
- (2) 携帯電話・化粧品・制汗剤(制汗シート含む)・オーディオプレーヤー類・貴重品・危険物等の不要物の持ち込みは禁止です。

5 その他

- (1) 原則的に、大バッグに学用品を入れ通学します。小バッグは体操着や部活動の用具、大バッグに入りきらないものを入れるために使用します。行事の際には小バッグだけで登校することが許可されることもあります。
- (2) 水筒は、熱中症予防および健康管理を目的に通年持参することが出来ます。中身はお茶または水、スポーツドリンクのみです

○ ご家庭へのお願い

- 朝は遅刻しない時間に、余裕をもって家を出るようにしてください。
- 朝食はきちんと、とらせてください。給食は通常の場合、13 時近くになります。
- 身だしなみ「洗顔、歯磨き、洗濯した物を着用」はきちんとさせてください。
- 持ち物にはすべて記名してください。上履きは 2 カ所に、通学靴は内側に、黒マジック等で記名してください。カバンにも記名するところがあります。
- 教具以外のものを所持せないでください。
- 生活指導は学校と家庭の連携なしでは成り立ちません。特に、次の場合などは保護者のご理解とご協力がないとできません。
 - (1) 学校で直させることができない場合(例：頭髮を直す、標準服など再購入して直す場合など)
 - (2) 生徒が学校での指導に従わない場合 a

上履きの記名位置
(2ヶ所)

